

改革案

○ 見直しの方向

平成22年度末に予定されている(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、本助成金については、助成内容及び支給事務の簡素化を検討した上で、都道府県労働局へ支給事務を移管する。

【具体策】

● 人材確保等支援助成金（平成22年度予算 約41.9億円 → 平成23年度要求見込額 約35.9億円【P】） ※うち新規分1.1億円、経過措置分34.8億円

中小企業人材確保推進事業助成金に係る支給団体の削減（平成22年度予算 約8.0億円 → 平成23年度要求見込額 約4.8億円【P】） ※うち新規分0.3億円、経過措置分4.5億円

- ・ 支給対象団体については、これまで各都道府県毎に1団体以上を選定してきたところであるが、今後は重点分野雇用創造事業の対象となる介護、農林、環境・エネルギー、観光等の分野に係るものに重点化し(中小労確法第2条に規定する事業協同組合等に限る)、対象団体を削減するとともに、その取組の成果を全国に普及することにより、予算の効率的な執行を図る。
- ・ 支給終了後の団体にヒアリング調査等を行って事業の効果を把握し、必要に応じて制度の見直しを行うこととする。

中小企業基盤人材確保助成金に係る助成対象分野の重点化及び支給申請書の簡素化・添付書類の廃止 （平成22年度予算 約33.9億円 → 平成23年度要求見込額 約31.1億円【P】） ※うち新規分0.8億円、経過措置分30.3億円

- ・ 助成対象を重点分野雇用創造事業の対象となる分野に進出する中小企業事業主に重点化するとともに、実績が低調な生産性向上に係る助成を廃止する。
- ・ 事業主の負担を軽減する観点から、支給申請書の簡素化や添付書類の廃止を行う。
- ・ 目標設定に当たっては、事業の効果をより適切に把握できる指標となるよう、必要な見直しを行う(例えば、支給申請日の1年経過後までの雇用増加数だけでなく、より長いスパンで効果を把握する等)。また、支給終了後の事業主にアンケート調査等を行って事業の効果を把握し、制度の効率的な運営を図ることとする。(22年度中に実施)

(参考)平成22年4月制度改正内容

- ① 中小企業人材能力発揮奨励金の廃止(中小企業基盤人材確保助成金と統合)
- ② 中小企業基盤人材確保助成金の支援対象の重点化(基盤人材以外の一般人材への助成の廃止)

● 建設雇用改善助成金 （平成22年度予算 約35億円）

助成内容の見直し

建設投資額、就業人数が減少している一方で技能継承が必要であること等を勘案して、助成メニューを整理する。

- ① 実績が上がっていない助成メニュー（就業機会確保事業に関する教育訓練を対象とするもの（※））については、廃止。

※ 許可を受けて「建設業務労働者就業機会確保事業」を実施しようとする建設事業主が、そのために必要な教育訓練を実施した場合の経費助成及び賃金助成

- ② 助成金を利用する事業主の利便性向上の観点から、4類型の助成金を2類型に整理し、簡素化。

助成効果の測定の見直し

目標設定について、事業の効果をより適切に把握できる指標となるよう必要な見直しを行う（例えば、助成金がなくても訓練を実施した事業主の割合が明らかになるような設問等）。（当該目標の達成状況の把握を含めて22年度中に実施）